

ADR相談からみる

事業者のためのトラブル事例

傾向と対策

じのよつた業務・業態であつてもお客様とのトラブルリスクがあります。不動産・建築業においても例外でなく、多くの事業者はコンプライアンスの整備など、トラブルを未然に防ぐための取り組みを行つてゐると思いますが、発生してしまつトラブルもあります。(こじだめ、不動産事業者が直面してしまつトラブルのパターン)とその対策について紹介します。

一般社団法人日本不動産仲裁機構

賃貸物件でありながら、入居者がDIY（自分自身による物件改修や簡易リノベーション）をすることができる物件を指します。国土交通省では、これらDIY賃貸ですが、これに関するトラブルもあります。

借主の意向を反映して住宅の改修を行うことができる「賃貸借契約やその物件」と定義しています。例えば、家具を作ったり補修したり、部屋の壁紙を変えたりできる賃貸物件がありますが、この物件では入居中にDIYを行っても、退去時に原状回復義務をなしにできたりと、入居者がDIYを楽しむことができるよう配慮がされています。

自分らしい快適空間がつくりやすい範囲はここまでなのか」「どのラインから原状回復の責任範囲となるのか」等をしっかりと契約時に決めておかなければ、退去時にトラブルとなってしまいます。また、DIY工事に伴う騒音や粉じん等が隣人トラブルに発展することもあります。

トの一つとして「前の人居者

【第14回】D I Y賃貸に関するトラブル

A氏からの報告を受けた大家であるB氏は、このことを非常に残念に思いました。もともとB氏もDIYが好きで、入居者にも自由にDIYが楽しめる物件を提供しようと想い、DIY賃貸を



されている建材や塗料を控える等のシックハウス対策が取られていますが、一般的な消費者の行うDIYではまだシックハウスに対する意識は十分でないため、安全でない建材や塗料が使用されてしまっていたのです。

入居者が自由に物件を改修できるというのがDIYの特徴ですが、シックハウス対策という観点から見ると、B氏の取った対策のようになります。賃貸管理事業者としては、健康管理にも注意を払い、DIY賃貸物件の運用をしていく必要があるでしょう。